

「個人情報の保護に関する法律施行令等の一部を改正する等の政令（案）」、「個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（案）」及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編、仮名加工情報・匿名加工情報編及び認定個人情報保護団体編）の一部を改正する告示（案）」に関する意見募集について

令和3年8月4日
個人情報保護委員会事務局

1 意見募集対象

- ・ 個人情報の保護に関する法律施行令等の一部を改正する等の政令（案）
- ・ 個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（案）
- ・ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（案）
- ・ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）の一部を改正する告示（案）
- ・ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）の一部を改正する告示（案）
- ・ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）の一部を改正する告示（案）
- ・ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（認定個人情報保護団体編）の一部を改正する告示（案）

※ 最終的な内容は、本案から変更される可能性があります。

2 資料入手方法

(1) e-Gov からダウンロード

(<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>)

(2) 窓口での配布

個人情報保護委員会事務局

(東京都千代田区霞が関 3-2-1 霞が関コモンゲート西館 32 階)

3 意見提出期限

令和3年9月6日（月）まで（郵送の場合は同日消印有効）

4 意見の提出方法

以下のいずれかの方法で提出してください。

- (1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを利用する場合
e-Gov（ <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public> ）の当該意見募集ページの意見フォームから、意見提出様式に掲げられた事項を記入の上御提出ください。

御意見を提出する場合、御意見の対象となる箇所を明記してください。

- (2) 郵送を利用する場合

別紙意見提出様式に掲げられた事項を記入の上、下記住所に送付してください。

〒100-0013

東京都千代田区霞が関3-2-1 霞が関コモンゲート西館32階

個人情報保護委員会事務局（個人情報保護担当）宛て

封書の場合は、必ず封書表面に「令和3年改正個人情報保護法 政令・規則・民間部門ガイドライン案についての意見提出」と分かりやすい場所に記入して下さい。

- (3) 電子メールを利用する場合

別紙意見提出様式に掲げられた事項を記入したファイルを添付した上、下記のメールアドレス宛てに送付してください。

メールアドレス：g.1genka.a2d@ppc.go.jp

（件名は「令和3年改正個人情報保護法 政令・規則・民間部門ガイドライン案についての意見提出」としてください。）

5 留意事項

- (1) 御意見を正確に把握する必要があるため、電話等による御意見は受け付けません。
- (2) 御意見には、氏名（団体の場合は団体名、所属及び担当者名を記入）、住所、電話番号及び電子メールアドレスを記入してください。これらは、必要に応じて、御意見の具体的な内容を確認させていただく場合などのために記入をお願いするものです。
- (3) 提出していただく御意見は日本語に限ります。
- (4) 意見募集対象としておりますのは、上記1に掲げる案に記載の今回行う改正の内容に関するものとなっております。改正の内容に関係の無い御意見につきましては、対応いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

6 その他

- (1) 皆様からお寄せいただいた御意見に関する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- (2) お寄せいただいた御意見につきましては、政令、規則及び告示改正の参考とさせていただくとともに、提出者の氏名や住所等、個人を特定できる情報を除き、公表させていただく場合があります。
- (3) お寄せいただいた個人情報については、御意見の内容確認等の連絡目的に限って利用し、適正な管理を行います。
- (4) 上記1に記載の案については、政令案については、個人情報の保護に関する法律施行令及び個人情報保護委員会事務局組織令の一部を改正する政令（令和三年政令第五十六号）による改正後の個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）を、規則案については、個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（令和三年個人情報保護委員会規則第一号）による改正後の個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号）を、ガイドライン案については、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（令和三年個人情報保護委員会告示第三号）等による改正後（※）の個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成二十八年個人情報保護委員会告示第六号）等を、それぞれ改正の対象としています。
※個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（認定個人情報保護団体編）については、令和三年個人情報保護委員会告示第七号により策定されたものを改正します。

別紙 意見提出様式

氏名	(フリガナ)
住所	
所属	(団体名) (部署名)
電話番号	
電子メールアドレス	
御意見	<p>(該当箇所) 政令(案)・規則(案)の第 条第 項 告示(案)のうち 編の ページ</p> <p>(御意見)</p> <p>(理由)</p>

※用紙の大きさは日本産業規格 A4 とすること。別紙に記載する場合はページ番号を記載すること。

※御意見欄の(該当箇所)については、政令(案)若しくは規則(案)のいずれかに○を付け、又は該当する告示(案)を指定した上で、該当条文等を記載してください。